

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	2
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	2
○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	10

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九十二（略）

九十三 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

九十四 九十六（略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（統計局の所掌事務）

第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。

二 統計技術の研究に関すること。

三 二次的統計（各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第百十六条において同じ。）の作成に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

四 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。

五 統計局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

七 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。

八 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

2 統計調査部は、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 事業所母集団データベース（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第八項に規定する事業所母集団データベースをいう。以下同じ。）を構成する事業所に関する情報の収集及び提供に関すること。

二 事業所母集団データベースに係る情報システムの整備及び管理に関すること。

（参事官）

第十九条 大臣官房に参事官九人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

（情報通信国際戦略局に置く課等）

第六十七条 情報通信国際戦略局に、次の七課及び参事官三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

情報通信政策課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際政策課

国際経済課

国際協力課

（参事官の職務）

第七十五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報通信国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（技術政策課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るもの

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）のうち重要事項に係るもの

（統計局に置く課）

第一百十條 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

統計情報システム課

2 統計調査部に、次の五課を置く。

調査企画課

国勢統計課

経済統計課

経済基本構造統計課

消費統計課

（総務課の所掌事務）

第一百十一條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 統計研修所の組織及び運営一般に関すること。
- 三 独立行政法人統計センターの組織及び運営一般に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（統計情報システム課の所掌事務）

第一百十二條 統計情報システム課は、次に掲げる事務（統計調査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 三 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
- 四 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 五 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

第百十三条から第百十五条まで 削除

(調査企画課の所掌事務)

第百十六条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- 三 統計技術の研究に関すること。
- 四 二次的統計の作成に関すること(国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く。)
- 五 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経済統計課の所掌事務)

第百十八条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の実施及び製表に関する事務(経済基本構造統計課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(経済基本構造統計課の所掌事務)

第百十八条の二 経済基本構造統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事業所及び企業の基本的な構造に関する統計調査(全数調査に限る。)の実施及び製表に関すること。
- 二 製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計(統計法第二

条第四項に規定する基幹統計をいう。)に係る基幹統計調査(同条第六項に規定する基幹統計調査をいう。)の実施及び製表に関すること。

三 事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報の収集及び提供に関すること。

四 事業所母集団データベースに係る情報システムの整備及び管理に関すること。

(統計企画管理官等)

第二百二十条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人、恩給審査官一人及び恩給業務管理官一人を置く。

254 (略)

- 5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給に関する事務の総括に関すること。
 - 二 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 三 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
 - 四 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。
 - 五 恩給に関する事務に係る会計に関すること。
 - 六 恩給に関する審査請求及び訴訟に関すること。
 - 七 恩給に関する相談に関すること。
 - 八 恩給審査会の庶務に関すること。
- 6 恩給審査官は、政策統括官のつかさどる職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務(前項第六号から第八号まで並びに次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を助ける。
- 7 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給証書の作成及び交付に関すること。
 - 二 恩給の受給権調査に関すること。
 - 三 恩給の支給に関すること(第五項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。)

- 四 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 恩給の統計に関すること。
- 六 恩給の原書の整理及び保管に関すること。

(設置)

第二百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

自治大学校

情報通信政策研究所

統計研修所

(統計研修所)

第二百三十一条 統計研修所は、国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うことをつかさどる。

2 統計研修所の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

(文教研修施設の指定)

第二百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

附 則

(政策統括官の職務の特例)

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員の互助年金及び互助一時金(以下「国会議員互助年金等」という。)を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第八条 大臣官房総務課は、第二十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条に規定する事務をつかさどる。

(自治行政局市町村課の設置期間の特例)

第九条 自治行政局市町村課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国会議員互助年金等に関する事務の総括に関すること。
- 二 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関する企画及び立案に関すること。
- 三 国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
- 四 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。
- 五 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。
- 六 国会議員互助年金等に関する審査請求及び訴訟に関すること。
- 七 国会議員互助年金等に関する相談に関すること。

(恩給審査官の職務の特例)

第二十一条 恩給審査官は、第二百二十条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一・二 (略)

(恩給業務管理官の職務の特例)

第二十二条 恩給業務管理官は、第二百二十条第七項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。
- 二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
- 三 国会議員互助年金等の支給に関すること(附則第二十条第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。)
- 四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 国会議員互助年金等の統計に関すること。
- 六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十三条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9・10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報

を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。